

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 5 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求内容について

平成 29 年 3 月 14 日に大阪簡易裁判所において行われた民事調停（以下「本件調停」という。）において、その申立てを受けた大阪市（淀川区役所）は代理人弁護士を選任して対応したが、本件調停は不調に終わった。

民事調停は、互譲の精神に基づき、当事者間の対話と合意による紛争解決を目指す手続きである。

しかしながら、区役所側は、対話を拒絶する方針を事前に確定させていたにもかかわらず、本件調停に参加し、弁護士費用等の公金を支出した。本件調停において決定事項を伝えるだけであれば、職員 1 名の出頭で十分であった。

よって、上記支出は、公務上の必要性を著しく逸脱した全く不必要な、違法・不当な支出である。

その結果、大阪市には、本件調停対応のために支出した弁護士費用・実費等の一切の公金の額の損害が生じている。

そこで、上記の違法・不当な公金支出に関わった当時の決定権者（歴代区長等）に対し、大阪市に生じた損害額を弁済させるなど、必要な回復措置を講じること等を求める。

本件の公金支出は平成 29 年に行われたものであり、財務会計行為から 1 年以上経過しているが、区役所側の一連の組織的な不作為および財務会計上の不当性の全容については、市

民の立場において客観的にその違法・不当性を認識することが困難であった。直近の関連資料の開示および精査等を経て初めて、当該支出が市民を排除・無視するための不当な「揉み消し費用」として支出されたという確証を得るに至った。

したがって、請求期限を過ぎたことには地方自治法第 242 条第 2 項に定める「正当な理由」が存在する。

なお、受理した文書に対して事後的に「形式不備」を主張し、補正を強要することは、行政側自らが無意味な事務作業を増大させるものであり、公金の不当な浪費である。

第 2 判断

1 本件請求について

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項は、同条第 1 項の規定による住民監査請求は、その対象となる行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないとする一方で、同項ただし書により、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した後であっても、住民監査請求を行うことができることとしている。

この点、法 242 条 2 項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成 14 年 9 月 12 日判決）。

本件請求は、財務会計上の行為、すなわち、請求人が財務会計上の行為として指摘する費用の支出があったとされる時点（平成 29 年）から、1 年を経過した後に行われているものであることから、住民監査請求における法第 242 条第 2 項ただし書の「正当な理由」があるかを検討した。

請求人は、本件請求に係る財務会計上の行為の違法・不当性の全容について、市民が客観的に認識することは困難であり、直近の関連資料の開示および精査を経て初めて、違法・不当性の確証を得るにいたったことから、今般請求を行ったとしている。

そこで、上記の経過が、「正当な理由」に該当するかが問題となる。

請求人は、本件調停において、大阪市が弁護士を選任し、かつ、複数の職員を出頭させて対応したことに伴う費用の支出を、本件請求の対象にしているところ、請求書に「平成 30 年 9 月 21 日の大阪市会財政総務委員会において、当時の山本区長は当該調停について『本市としては誠実な対応は尽くしており、慰謝料の請求には応じられないため、4 月 24 日、調停は不調に終わった』と公式に答弁している。」ことが記載されている。

よって、その公式な答弁がなされたという平成30年9月21日の時点から、請求人が相当の注意力をもって調査すれば、本件調停に係る大阪市の対応や支出について、認識・把握し得たものと解され、その時点から7年以上が経過してなされた本件請求について、「相当な期間内」になされたものと解すべき事情は認められない。

したがって、本件請求については、「相当な期間内」になされたものと認めることはできず、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるとはいえない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。